

平成 28 年度 第 1 回 松戸市地域自立支援協議会 議事録

日時：平成 28 年 8 月 4 日（木）
午後 2 時～ 4 時

会場：松戸市役所 7 階大会議室

1. 開会

事務局より委員欠席状況報告（欠席：今成委員、日下委員、古川委員）

2. 委嘱状交付

渡辺福祉長寿部長より、各委員に委嘱状交付

任期：平成 28 年 8 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日まで（2 年間）

3. 渡辺福祉長寿部長挨拶

4. 各委員による自己紹介

5. 障害福祉課職員紹介

→所用により福祉長寿部長退席

6. 会長及び副会長の選任

松戸市地域自立支援協議会設置条例第 6 条第 1 項に基づき以下のとおり会長及び副会長を選任。

会 長：雑賀委員（松里福祉会）

副会長：近藤委員（千葉精神保健福祉ネット）

事務局より、

本日の会議には半数を超える委員が出席しており、条例第 7 条第 2 項により正式に成立していることを報告。

会議と議事録の公開について、当会議は、松戸市情報公開条例第 32 条に基づき、公開を原則としていること、今年度より個人情報等に十分留意した上で原則として松戸市ホームページでも閲覧できるようすることを報告。

会の公開について、2 名の傍聴の申出について報告。議長より入場許可。

7. 各専門部会より活動報告

橋本委員：地域生活支援部会について、別添資料（P1～3）に沿って説明。

平成 28 年度に入り、部会の構成員が大きく変わり、気持ちを新たにしながら今まで取り組んできたことを継続していこうと活動している。

昨年度からの活動に加え、今年度は、問題を解決し情報共有をするための場所づくりとして「ヘルパー事業所管理者会議（仮）」の設置について現在検討しており、各事業所へアンケートを配布等して各事業所の現状や課題を調査している。

また、地域拠点事業整備について、平成 28 年 9 月 8 日（木）に『社会福祉法人みんなでいきる』の副理事長片桐公彦氏を招いて、相談支援部会と合同で、地域生活支援拠点整備事業について理解を深めるための研修を行う予定。

今後の活動としては、居住研修会・ヘルパー事業所管理者会議（仮）・ヘルパー掘り起こし研修（仮）といった研修会の開催や平成 30 年度予定の障害者総合支援法の見直しに向けた準備・勉強会を予定している。

佐々木委員：相談支援部会について、別添資料（P4～6）に沿って説明。

プランニング月が集中している現状を緩和させるためのアンケートの作成、地域生活支援拠点整備にあたっての現場におけるニーズの調査を実施。

また、地域生活支援拠点整備事業の面的整備に向けた研修会を開催する予定（地域生活支援部会と合同研修）。

今後の課題としては、相談機関リストの作成や、計画相談の達成率と質の向上のために計画相談の簡易化の提案、事業所へ計画相談の有用性を伝えていくことが挙げられる。

事務局：就労支援部会について、別添資料（P7～10）に沿って説明。

平成 28 年度「障害者就労施設等における利用者の工賃状況等調査」を障害福祉課と共同で実施。調査においては、工賃向上を図る上での課題として、自主生産品を売る機会・場所が少ないことや官公需の発注が少ないことが挙げられている。

また、就業支援者の支援における視点と技術に関するスキルアップ、障害者雇用の促進・定着を目的として、7 月に障害者の「働く」を支えるスキルアップセミナーを開催したほか、平成 29 年 2 月に予定しているセミナーに向けて 4 市合同の企業向け障害者雇用セミナー準備会を発足し、月 1 回会議を開催している。

平成 27 年度における民間企業の障害者雇用率は、全国では 1.88%、千葉県では 1.82%、松戸市は 1.41%と低くなっており、松戸市における障害者雇用率、法定雇用率達成企業の割合を上げ、障害者の雇用の確保を実現するために、企業に啓蒙・PR、職場定着支援のための施策を実施することにより障害者雇用に対する理解促進を深めることが課題となっている。

杉井委員：こども部会について、別添資料（P11～14）に沿って説明。

障害児を漏れなく、切れ目なく支援するためのネットワーク構築のために、こども部会構成委員に母子保健・子育て・教育等の関係課職員を加え、ライフサポートファイルの内容を検討し、松戸市のパイロット版を作成した。平成 28 年 8 月よりモニターへの実施を予定している。

また、放課後等デイサービス事業所の質の向上とネットワーク作りを目的とし、相談支援部会と協働で放課後等デイサービスの研修を予定している。

ライフサポートファイルの対象者や配布方法、配布後のチェック実施機関を設けること、また、放課後等デイサービスの質の担保とネットワーク作りが検討課題となっている。

事務局：権利擁護部会について、別添資料（P15～17）に沿って説明。

障害者虐待の対応・終結過程に関する報告と検証について、昨年度途中より委員に弁護士を迎え、より多角的な視点からの検証、福祉と司法との連携強化に繋がっている。

予防・啓発活動としては、昨年度から引き続き、市民向け講演会と従事者向け研修会（①一般職員向け②管理職向け）を予定している。

また、4 月に施行された障害者差別解消法に伴い発足された障害者差別解消支援地域協議会に権利擁護部会から 8 名の委員が選出されており、相互に協議会の動向を共有し、連携を図っていきたい。

虐待事例への対応について、より実践に即し、迅速かつ的確に対応するため、現在、松戸市に適した独自の虐待防止対応マニュアルの完成に向け検討を重ねている。完成後は、研修会での利用など活用を広げることを検討している。

→各専門部会とも自立支援協議会への現時点での提言はなし。

8. 各委員より質問・意見

雑賀委員：権利擁護部会の報告について、具体的な虐待の事例や種別のデータがあれば伺いたい。

事務局：平成 28 年度の現時点までの虐待受理件数は 11 件。そのうち継続案件として対応している案件が 7 件ある。通報の受理をしたのは、全て養護者による虐待の疑いによるもので、施設（従事者・使用者）による虐待通報の受理はない。

平成 27 年度の実績について、虐待種別の報告としては、一番多いものは身体的虐待であり、次いでほぼ同数の通報があるのが経済的虐待と放置・放棄による虐待（ネグレクト）という傾向にある。

雑賀委員：虐待についての具体的な事例というのはなかなか挙げづらいのかもしれないが、先般の相模原での事件では多くの方が亡くなったということもある。権利擁護部会として何かしらの発信・周知活動等を行う予定はあるのか。

事務局：以前より松戸市における障害者虐待防止マニュアルの策定を進めており、近日

中に完成する見込み。マニュアルでは、虐待が発生してしまったときの対応についても示しているが、何よりも虐待を事前に防止するための取り組みを松戸市全体で行っていくために活用されていくことを期待している。

マニュアルの完成後は、事務局内（障害福祉課）のみならず、各相談機関への配布や、虐待防止関連の研修・講演会などにおいても紹介するなど、周知活動を推し進めていくことを検討している。

平山委員：こども部会の報告について、放課後等デイサービスの事業所が近隣市で増加傾向にあると聞いている。サービスの提供元が増えるのは良いことだが、その反面、中身の部分であるサービスの質の低下につながってしまうおそれはないか、現状について伺いたい。

杉井委員：子ども部会の中でも、放課後等デイサービスの質の問題は取り上げられることが多い。松戸市内でも事業所は増えているが、利用している保護者からは障害の特性や実態の理解が少ないのではとの声も聞こえてくる。

ただ、特定の事業所に問題があるというよりは全体で改善すべき問題であるので、今年度実施する基礎的な研修におけるグループワークを通じて、事業所ごとに困っていることや課題を共有しあうことにより、まずは事業所間のネットワークを構築し、困ったことを相談できる環境づくりを進めていきたい。

平山委員：虐待について、一般市民からの虐待通報の実態について伺いたい。匿名による虐待通報はどのように扱っているのか。また、自閉症の方のパニックによる発声を近所の方が虐待と誤解するなど、通報を事実確認した結果、虐待非該当との結論に至るケースもあるかと思うが、その場合は判断の結果を通報者に伝えないと、いつまで経っても通報者の誤解が解けないように感じる。そういった誤解を解消できるような対応・システム作りの検討を要望したい。

事務局：誤解による虐待通報の可能性があるということは認識している。しかし、匿名である場合に限らず、通報者に事実確認の結果を伝える義務は（個人情報保護の観点から）市には無いため、ご指摘のようなシステムを作るのは難しいと考える。

近藤委員：就労支援部会について、雇用者が障害者を雇用する義務は近年さらに高くなっていくが、松戸市には特例子会社はあるのか。それと、セミナーをハローワーク松戸管内で実施予定とあるが、雇用率は管内全体が低いのか、それとも松戸市のみが低いのか。また、どのような支援をしたら障害者の就職率が定着していくと考えているのか、セミナーなどでの取り組み予定についても併せて伺いたい。

事務局：松戸市内には、特例子会社は無い。

雇用率については、松戸市内における雇用率は低いと言える。原因の一つとして、松戸市内の事業所で障害者を雇用していたとしても、雇用率は企業本社の

所在地に換算されてしまうため、東京等に本社の事業所がある場合は雇用率が低くなっている。

セミナーは企業向けの開催を予定しており、まずは企業に障害者のことを知ってもらうこと、障害者を雇用した際のメリットについて知ってもらうことなどを予定しているが、どんなセミナーを開催すれば企業が参加してくれるのか、内容を検討中である。

雑賀委員：就労支援部会について、報告の中で官公需の発注が少ないことが課題として挙げられていたが、何故少なくなってしまうのか。また、どういう官公需の発注内容であれば受注が増えると考えられるか伺いたい。

事務局：優先調達の関係では、平成26年度において松戸市は県内3位となっており、金額としては上がっている傾向にある。ただ、個々の事業所の中には少ないところも出てきてしまう。

事務局：優先調達推進法での官公需としては発注される業務と、実際に受ける施設側が可能な業務とのミスマッチが多いと言われている。発注される業務として多いのは除草作業や印刷関係の業務だが、松戸市内にそれらの業務を受注できる施設が少ない。施設側でも発注される業務を受けることのできる態勢を整えていくことが必要だと思われる。

雑賀委員：発注を行う行政の側で、施設側で受けられる内容・状況を踏まえて発注することはできないのか。

事務局：事業所の自主生産品の一覧表があるので、その一覧表をもとにマッチングすると発注している。

平山委員：以前は精神障害者の退院促進支援部会を月別に開催していたはずだが、その活動・取り組みの現状を伺いたい。

橋本委員：地域生活支援部会では、種別を問わず身体・知的・精神それぞれの障害に関わるメンバーで構成されるようになってきており、精神障害の事例検討は行わなくなり、様々な障害に対する検討を行っている。

近藤委員：3年ほど前より、地域移行については地域相談支援給付に盛り込まれるようになり、サービスの一環という立ち位置になっている。サービスへの移行に伴い、退院促進は地域移行という言葉に変わり、退院促進部会も地域生活支援部会へと変遷している。

個別支援として地域移行の支援事業を希望した場合に支援を実施するようになっている。千葉精神保健福祉ネットにおいても昨年で10件ほどの実績があり、県内でも多い件数となっている。

杉井委員：長期間にわたり引きこもりの状態になってしまっている精神障害の人などは、パソコンのスキルや軽作業の能力があるにもかかわらず人前に出たり、外出することができない。そういう人たちに家でできる作業をしてもらうと精神的に

安定し、病状も良くなるケースが多い。

在宅でできる仕事の紹介等を就労支援部会において検討してもらうことはできないか。

事務局：障害福祉サービスとして、就労継続支援A型・就労継続支援B型の事業所での在宅勤務という形態がある。該当する事業所は少なく、在宅勤務を行うための要件もあるが、利用を検討していただきたい。

市川委員：今年から特別支援学校で勤務しているが、学校教育への予防啓発活動が重要だと感じる。普通学級しかない学校では先生方の専門性には限界があり、共生社会に向けてどう合理的配慮をしていくか不安に感じながら保護者や地域の方々への対応をしていると思う。

いわゆるインクルーシブ教育といわれる、普通教育の中にも特別な支援を要する子ども達が入ってくる状況の中で、子ども達の進路も含めて支援が難しい。保護者や地域の理解も大事であるが、経験的に感じることは支援学級があったり、障害者が周りにいることを小さい時から経験している子と、そういう機会が無かった子とでは感じ方も違う。そういう意味では早い段階での啓発活動、共生社会に向けての地域への発信によって学校が支えられていくし、子ども達が成長して将来、共生社会に向けて対応していくのではと感じている。その辺の予防啓発活動を松戸市の関係機関で連携していくことはできないか。

また、選挙において18歳以上が投票できるようになったことに伴い、特別支援学校でも主権者教育として準備してきたが、選挙管理委員会から出てくる資料は、一般高校生向けの資料はあるが、特別な支援が必要な子ども達に向けてのものが無いとの声が保護者の方々からは大きかった。

ふりがなが振ってあるかないかを取っても、明らかに特別支援学校に向けての配布物ではない資料では配ってくださいと言われても渡せないし、理解をさせることが難しいのが学校現場としての現実。

代筆するにしても訴えていかないと代筆はできない等、その辺の啓発活動を選挙管理委員会や行政の専門的な見地から、上手くリンクした形で子ども達に伝えられていくと、入り方が違ってくるかと思うので、選挙管理委員会の方でもきめ細かく対応してもらえればと感じている。

事務局：共生社会の件については、前に権利擁護部会の方で学校に訪問して呼びかけるというような活動も必要ではとの話も出ていたのだが、今のところ実現をしていないので、今後連携の検討ができればと思う。

また、なるべくいろんな方に障害について知って頂くような講演会等を開催していきたいと思っている。差別解消法が施行されたので、障害者差別についての講演会を今年の秋か冬ごろに開催したいと考えている。

選挙についてだが、松戸市では障害者差別解消支援地域協議会を立ち上げていて、柏市ではわかりやすくルビがふってある選挙のチラシが障害のある18歳以上の方に配られたという事例が挙げられている。協議会では松戸市としてもそ

のような取り組みも必要なのではないかという話も出ているがまだ取り組めていないので、今後の課題であると考えている。

小嶋課長：選挙について、私も投票管理者として何回か知的の方やALSの方がいらっしやった時などに対応したことがあるが、意思がわかればということにはなってしまうが、制度としては基本的に必ず2人がついて代理投票という形での対応を以前から行っていることはご理解いただきたい。

今回の特別支援学校への選挙の通知・配布物に関しては、障害福祉課の方からも申し入れをしたいと考えている。

松本委員：選挙の方だが、矢切特別支援学校の方で選挙管理委員会と打ち合わせをし、子ども達に対する選挙の方法等について教員向けの研修を検討していたが、結果的には上手くいかなかったという経緯がある。

保護者に理解して頂かないと子どもに話しても不十分なところがあるので、学校における主権教育とは違う、具体的な選挙のことについて保護者に向けて話ができればと考えていたが、協議会の方でもそういった話があったということ松戸市の選挙管理委員会に伝えていただき、市内3校の特別支援学校で実現していただくよう要望とする。

また、通常の学校における進路指導の話が出ていたが、子ども部会の方で取り組んでいるライフサポートファイルは学校としても非常に期待している一つの事案である。

本来の個別支援計画の中の教育の部分、学齢期にあたる部分は個別の教育支援計画として学校側の方が中心となって現在も作っている。ただその以前の部分を、事業所の方では出てからも作られていると聞いているが、学校側では就学前のところはなかなかできてこないのが現状。

ライフサポートファイルができてくると、その子が小学校にいようが中学校にいようが普通のクラスにいようがこれを持っていれば支援してくれるシステムが確立してくると思う。対象者と配布方法が課題とのことだが、個別の教育支援計画、個別の指導支援計画の観点で行けば、これは障害の有無もしくは診断が出ていなくても必要だと判断すれば全員対象になるということで、3歳児検診などで実施されるのかとも考えていたのだが、なかなか難しい部分もあるのかもしれないが皆さんに広がれば良いと思っている。

杉井委員：配布の対象者については、ライフサポートファイルの検討を始めたときからの大きなテーマで、例えば我孫子市では全員に配布、出生届け・転入時に渡している。そのメリットとしては、全ての子どもが発達の記録を残していった、途中でわかった子どもちゃんと記録がわかるようにするということ、また、障害がある子どもだけに渡すと、障害受容が不十分な保護者にとってはファイルを渡されると障害をつきつけられるという精神的な負担ができてしまうことから、全員に配布したいというのが子ども部会における委員の統一した意見。

ただ、全員配布をしているような市町村とは人口規模が違うということと、全員配布にする場合にはどこで配布してどのように説明するか、あと松戸だと子

育てガイドブックという情報源の部分は冊子が出来上がっているのです。その部分は不要、などの問題が出てきており、今後の検討課題。ただ、もし予算がちゃんとついてシステムが上手くできれば、全員配布したいとの思いは強い。

ライフサポートファイルに綴じ込む内容については、特別支援学校とか特別支援学級で作られる特別支援指導計画を挟んだり、保育園の計画やこども発達センターの記録とかも全部挟みこむことで、お母さんがいちいち説明しなくても新たに学校や事業所とかでその子の全体像がわかるようになると思う。

市川委員：先ほどの選挙の話だが、一番いいのは支援学校の実態を選挙管理委員会などに見てもらったりすると、どういった支援があるといいかがわかると思う。八千代の特別支援学校では、習志野市と八千代市の選挙管理委員会と一緒にタイアップした形で事業を行ったと伺った。そういった先進的な取り組みなどへも視察や検討を経ていけばより良いものになるのではと感じる。関係機関が色々対応してもらえると子どもや保護者も入りやすいし、保護者も理解しやすいというところがあるので、パイプ役として動いてもらえるようお願いしたい。

雑賀委員：冒頭にあった松戸市地域生活拠点整備を29年末までにという話について、それは地域で暮らすということを支えていくための拠点ということで、地域で暮らすということはお互いがお互いを知らないという誤解を生むだろうし、住むとか働くとか暮らすとか権利を行使するとかについても様々な配慮が必要だと思われるけれども、そもそも合理的な配慮をしようと思っても障害のある人を知らないという部分もある。

今では様々なサービスができて、先ほど議題に出た放課後等デイサービスの話では、お仕事されるご家族がいらっしゃるからとも思うけれども、学校は送迎がついて、学校が終わったら家に帰らずそのまま放課後デイに行き、家について誰と交流するのだろうか、一般の普通学級の子たちと交流する時間はいつどこだろうか考えると、サービスがあまりにも整備されすぎるとどうもお互いに知る機会もないのかなとも感じてしまう。

本当にその交流がないと合理的な配慮の意味もわからないだろうし、そもそも何を配慮したら良いか分からないというのが出てくるのかなとの印象は受けてしまう。その点について各部会、この協議会の中でも、単純に障がいがある方たちのパーツパーツという考え方や、その地域なら地域、子どもなら子どもというように考えるのではなく、地域全体で交流をもてるような発信ができるように考えながら、これから先も進めていきたい。

9. 事務局より障害者差別解消法に関する報告

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、略して障害者差別解消法という名称で約3年前の平成25年6月に制定され、様々な啓発を経てこの4月1日で施行されている。この法律の目的として、国や市町村といった行政機関や会社・お店などの民間事業者が障害

を理由とする差別を無くすための措置を定めて実施することで障害がある人もない人も皆がお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的として制定されている。

障害者差別解消法の対象となるのは、基本としては行政機関、それと個人事業者や非営利事業者も対象となる。この事業者というところが一つのポイントであり、これは個人対個人の差別はこの法律では対象としていない。

内容については国・行政機関・民間事業者が障害を持つ方に対する「障害を理由とする差別」を禁止している。また、障害を持つ方から合理的な配慮が必要だという申し出を受けた場合、行政機関等は配慮をすることを義務付け、また民間の事業者は努力義務としてできるだけ配慮をしてくださいという形で法律が作られている。

各行政機関では、法律の第10条の方で対応要領を作るように指導されており、松戸市でも作成に向けてまず5月23日・24日に市内の障害者団体等を含めた13団体にヒアリングを行い、いただいた意見をもとに内容を精査して7月1日に施行しており、今後ホームページにも公開していきたいと考えている。

差別を受けたと感じた場合の相談窓口としては、まず市役所の相談窓口にご相談していただく形をとっている。また、松戸市障害者虐待防止障害者差別相談センターも松戸市の相談窓口となっている。市役所の中の窓口としては、障害福祉課が取りまとめの課となっているほか、人事課、広報広聴課、教育企画課、学務課が相談の窓口となっている。

また、障害者差別解消支援地域協議会を作って地域のネットワークを整えた中でこの制度を運用する形になっており、松戸市では4月1日から協議会を発足、6月24日に第1回障害者差別解消支援協議会を開催している。各専門分野の方に構成員として集まっていたら、6月24日時点で4件、8月3日現在までに7件の相談が入っている。

今後については、8月23日に市役所の職員向けに、市民劇場において弁護士の佐藤彰一氏を招いての管理職及び一般職員を対象とした研修会の実施を予定している。佐藤彰一氏は千葉県社会福祉事業団問題等第三者検討委員会の座長をされており、色々な経験をもとに障害者差別解消法の内容と、合理的配慮とはどういうものかという基本のところから、いくつかの事例を挙げていただこうと考えている。また、秋か冬には一般市民向けの講演会等を開催できればと考えている。

10. その他

次回の地域自立支援協議会予定：平成29年2月頃